久留米市事業継続緊急支援金申請の手引き

2021年3月31日時点版

) ([[i安······	2
Α	申請手続	
	① 申請書類	
	■確定申告書	
	・中小法人	4
	・個人事業者(青色申告) ・個人事業者(白色申告)	5
	・個人事業者(白色申告)	6
	・個人事業者(収受日付印又は受信通知のいずれもない場合)	
	■2021年1月~3月の月毎の売上が確認できる書類	8
	■市内で事業所等を運営していることが確認できる書類	9
	■通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類	10
	■【個人事業者のみ】代表者の本人確認書類	11
	■【飲食店・喫茶店のみ】時短営業要請前の営業時間が確認できるもの············	12
	■【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方】国民健康保険証···········	
	■【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方】業務委託契約等収入が	13
	あることを示す書類	4 4
	の ることを示す音級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	■算定に用いる事業収入額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	■ 异たに用いる事業収入額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	・中小法人及び個人事業者(青色申告)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・個人事業者(白色申告など確定申告書で月間収入が確認できない場合)・・・・・	
	・個人事業者(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合)・・・・・・・・・・	19
_		
В	特例	
	(1)2021年新規開業特例	20
	(2)2019 – 20年新規開業特例	21
	(3)季節性収入特例	22
	(4)罹災特例	23
	(5)-1合併特例·事業承継特例(中小法人)····································	24
	(5)-2合併特例·事業承継特例(個人事業者)	25
	(6)連結納税特例····································	26
	(7)法人成り特例	27
	(8) N P O法人や公益法人等特例······	28
		_0
C	保存書類	29

概要

久留米市事業継続緊急支援金とは?

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少している中小法人又は個人事業者に対して、事業の継続を支援するため、久留米市事業継続緊急支援金(以下「支援金」という。)給付するものです。

給付対象者

支援金の給付対象者は、次の(1)~(3)の全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 申請時点において、市内に事業所又は店舗等を有する中小法人及び個人事業者 (フリーランスを含む)であり、今後も事業を継続する意思があること。
 - ※中小法人については、次の①又は②のいずれかを満たすこと。ただし、組合もしくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のいずれかを満たす法人をいう。
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- (2) 緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請の対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は緊急事態宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、2021年1月から3月までのいずれかの月で事業収入が2019年又は2020年同月の事業収入と比較して30%以上50%未満減少した月が存在すること。
- (3) 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業 活動からの収入(業務委託契約等収入)を主たる収入として得ている個人事業者 にあっては、被雇用者又は被扶養者ではないこと。
 - ※「業務委託契約等収入」とは、以下の①及び②を満たすものを指します。
 - ①雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること。
 - ②税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものであること。
 - ※「主たる収入」であるかは、確定申告書において、以下の①及び②を満たしていることで判断します。
 - ①確定申告書第一表における「収入金額等」の欄(「総合譲渡」、「一時」を除く。) のうち、「雑業務」、「雑その他」又は「給与」の欄に含まれる「業務委託契約等に 基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分の中で最も大きいこと。
 - ②確定申告書第三表に記載される収入金額(譲渡所得、退職所得の収入を除く。)に、事業活動からの収入が含まれる「雑業務」又は「雑その他」又は「給与」の収入よりも大きいものはないこと。
 - ・「雑業務」又は「雑その他」又は「給与」欄に事業活動からの収入が計上されている場合には、両者を合算(ただし、事業活動以外からの収入は差し引く。)して基準年の年間 業務委託契約等収入とします。

給付対象者のイメージ

飲食店時短営業の影響

時短要請対象の飲食店と直接・間接取引がある事業者

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理業 者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備 品・消耗品の販売事業者等

流通関連事業者

卸·仲卸、問屋、農協·漁協 、貨物運送事業者 等

時短要請対象の飲食店※

※時短要請対象の飲食店は 支援金の給付対象外

个宣言地域内

★ サービスの提供

↓久留米市内

サービス事業者

清掃、廃棄物処理、広告、 設備工事業者 等

納入

納入



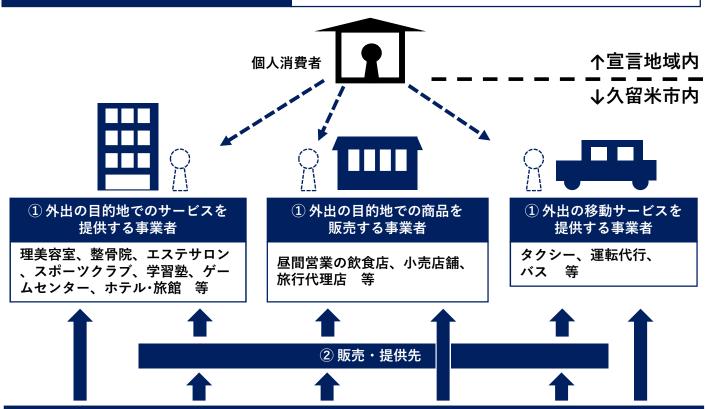
納入

食料品・器具・備品等の生産者

農業者、器具·備品製造事業者等

外出自粛等の影響

①主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者 ②直接又は販売・提供先を経由して、①に商品・サービスの 提供を行う事業者



② 上記①の事業者への商品・サービスの提供を行う事業者

食品·加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているドライバー·バスガイド·イベント出演者、 卸·仲卸事業者、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、 等

A 申請手続

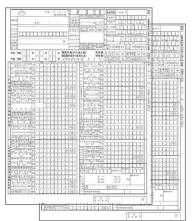
① 申請書類

確定申告書

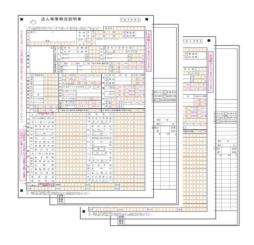
- ■中小法人
- ○提出いただく書類
 - ①確定申告書別表一の控えの写し
 - ②法人事業概況説明書の控えの写し
 - ※「2019年1~3月」及び「2020年1~3月」をその期間内に含む全ての事業年度のものを提出してください。

注意

- ・「①確定申告書別表一の控え」には収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていることが必要です。
- ·e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「③受信通知 (メール詳細)」を添付することが必要です。
 - ①確定申告書別表一の控え(最低2枚)



②法人事業概況説明書の控え(最低4枚(両面))



(e-Taxによる申告の場合)

③受信通知(メール詳細) (最低2枚)



- ※「①確定申告書別表一の控え」の上部に 「電子申告の受付日時」と「受付番号」の 記載があるものについては、「③受信通知 (メール 詳細) 」の添付は不要となります。
- ※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、 受付日時、受付番号及び申告した税目等 が表示された、申告等データが税務署に到 着したことを確認できるメール詳細がわかる もの。

■個人事業者(青色申告)

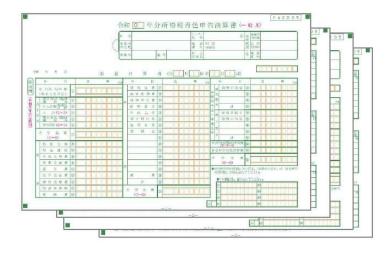
- ○提出いただく書類
- ①確定申告書第一表の控えの写し
- ②所得税青色申告決算書の控えの写し
- ※2019年及び2020年を提出してください。

注意

- ・「①確定申告書第一表の控え」には収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていることが必要です。
- ·e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「③受信通知(メール 詳細)」を添付することが必要です。
- ※「①確定申告書第一表の控え」に、収受日付印の押印(受付日時の印字)がない場合、「③受信通知」のいずれもない場合は、7ページを参照ください。
- 確定申告書第一表の控え
 (2019年分:1枚、2020年分:1枚)



② 所得税青色申告決算書の控え(2019年分:2枚(両面)、2020年分:2枚(両面))



(e-Taxによる申告の場合)

③ 受信通知 (メール詳細)

(2019年分:1枚、2020年分:1枚)



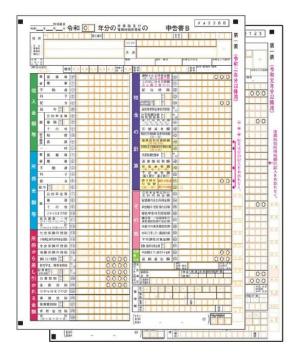
- ※「①確定申告書第一表の控え」の上部に「電子申告の受付日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「③受信通知(メール詳細)」の添付は不要となります。
- ※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、 受付日時、受付番号及び申告した税目等 が表示された、申告等データが税務署に到 着したことを確認できるメール詳細がわかる もの。

■個人事業者(白色申告)

- ○提出いただく書類
- ①確定申告書第一表の控えの写し
- ※2019年及び2020年分を提出してください。

注意

- ・「①確定申告書第一表の控え」には収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていることが必要です。
- ・e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「②受信通知 (メール詳細)」を添付することが必要です。
- ※「①確定申告書第一表の控え」に、収受日付印の押印(受付日時の印字)がない場合、「②受信通知(メール詳細)」のいずれもない場合は、7ページを参照ください。
- ①確定申告書第一表の控え (2019年分:1枚、2020年分:1枚)



(e-Taxによる申告の場合)

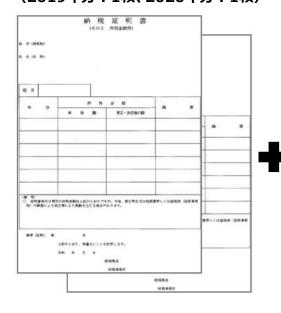
②受信通知 (メール詳細) (2019年分:1枚、2020年分:1枚)



- ※「①確定申告書第一表の控え」の上部に「電子申告の受付日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「③受信通知(メール詳細)」の添付は不要となります。
- ※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、 受付日時、受付番号及び申告した税目等 が表示された、申告等データが税務署に到 着したことを確認できるメール詳細がわかる もの。

- ■個人事業者(収受日付印又は受信通知のいずれもない場合)
- ○提出いただく書類
- ①「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの、税務署 発行)
- **◆確定申告の内容により、下記②又は③のいずれか。**
 - ②【青色申告の場合】確定申告書第一表の控えの写し及び所得税青色申告決算書 の控えの写し
 - ③【白色申告の場合】確定申告書第一表の控えの写し
 - ※2019年及び2020年分を提出してください。

①納税証明書(その2所得金額用) (2019年分:1枚、2020年分:1枚)



- ②青色申告書の場合
 ●確定申告書第一表の控え

 (2019年分:1枚、2020年分:1枚)

 ●所得税青色申告決算書の控え
 (2019年分:2枚(両面)、2020年分:2枚(両面))
 - または
 - ③白色申告書の場合
 - ●確定申告書第一表の控え

(2019年分:1枚、2020年分:1枚)



※「収受日付印等」及び「納税証明書(その2所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を添えて提出してください。

2021年1~3月の月毎の売上が確認できる書類

- ○提出いただく書類
- ●2021年の1~3月の売上が確認できる売上台帳等の写し

注意

- ・原則は売上台帳、帳面その他、確定申告の基礎となる書類をご提出ください。
- ・対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等の基本的な事項が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。

(経理ソフト等から抽出したデータ、Excelデータ、手書きの売上帳等でも可)

・上記の基本的な事項が記載されている書類であれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月の売上であること及び対象月の売上の合計額が明記されている資料を提出してください。

(2021年○月と明記されている、合計額にマーカー等で印がつけられている等)

経理ソフトから 抽出した売上データ



自由	相手能定利益		接着		初入金額	发出金额	55.0
(silkhi)	相手持续将自	単数料目	相手校区分	理区分	消費稅額	消費技能	
	相手提門	8877			M465	ERR	-186756
5/1	男上高	本日卖上			157,020		-29,730
001							
5/2	治肝品費	文房製代				964	-30,594
002							
5/4	透道教	切手代 中部	ex2			168	-30,762
006							
5/6	党上高	本日史上			168.320		137,568
008							

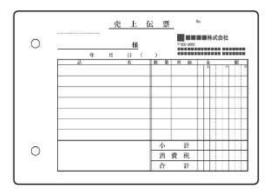
エクセルで作成した 売上データ



- 数量		- 神田		金額
354	¥	1,162	٧	411,348
309		1,0128	٧	317,652
243		1,107	¥	289,001
236		1,049	*	254,422
208		1,158	¥.	240,864
367		1,2:14	*	489,818
0		0	¥	
0		. 0	¥	
0		0	¥	
0		0	¥	•
	354 309 243 228 206 367 0	354 W 309 243 228 206 367 0 0	354 V 1,162 309 1,038 243 1,397 238 1,049 206 1,169 387 1,214 0 0 0	354 W 1,162 W 1,062 W 1,062 W 243 1,307 W 256 1,066 W 266 1,166 W 367 1,214 W 0 0 0 W 0 0 W 0 0 W 0 0 W

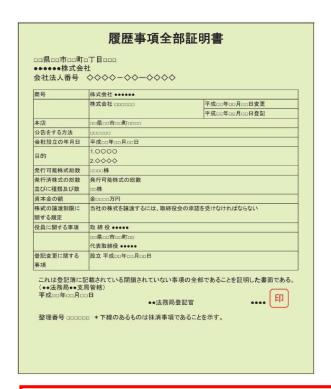
手書きの売上帳の コピーなど

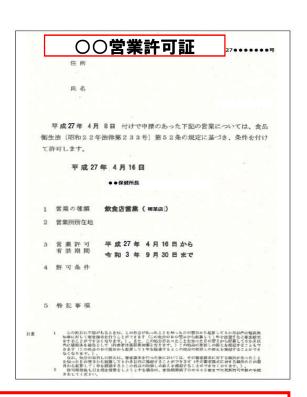




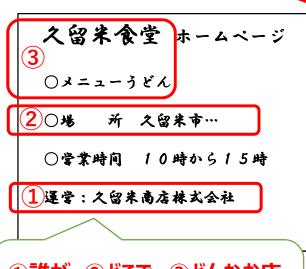
市内で事業所等を運営していることが確認できる書類

- ○提出いただく書類の例
- ●履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書、各種営業許可証、防火対象物 使用開始届出書等の写し。
- ※このような書類がない場合は、HPの写し、チラシ、賃貸契約書、店舗外観の写真等、「誰が、どこで、どんなお店をしているか」が分かる資料をご提出ください。

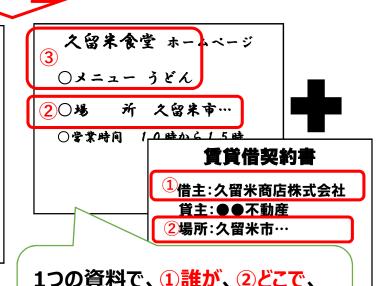




上記のような公的な書類がない場合



①誰が、②どこで、③どんなお店 をしているかが分かる 場合、 この資料でOK



③どんなお店が分からない場合、

複数の資料で繋がりが分かること

通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類

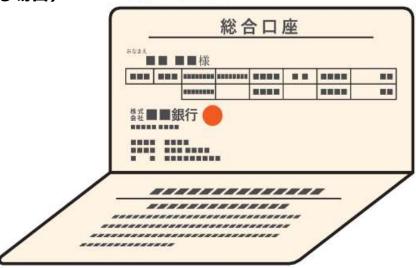
- ○提出いただく書類
- ●通帳など支援金の振込先の内容がわかるものの写し

注意

- ・中小法人は法人名義の口座、個人事業者(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告された方を含む)は、申請者名義の口座となります。
- ・金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義(カナ)が確認できる通帳を開いた1・2ページ目の写しを提出ください。
- ・ネット銀行や当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、銀行サイト内の「お客様情報 照会」等で上記内容を確認できる画面等の写しを提出ください。
- ・画像等が不鮮明な場合や上記内容(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座 名義(カナ))のいずれか1つでも確認できない場合、確認が取れてから振込となるため、 振込までお時間をいただくことになります。
- ○提出いただく書類

(通帳がある場合)

●通帳を開いた1・2ページ目



(ネット銀行等で紙媒体の通帳がない場合)

●電子手帳 画面コピー



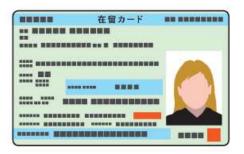
【個人事業者のみ】代表者の本人確認書類

- ○提出いただく書類
- ●住所・氏名・生年月日が印字された顔写真付きの書類で、かつ記載された住所が現時点での住所と同一の有効期間内である下記の①~⑤のいずれかの書類の写しを提出ください。
 - ①運転免許証、運転経歴証明書(裏面に住所変更等の記載がある場合は両面)
 - ②マイナンバーカード(オモテ面のみ)※個人番号通知カードは本人確認書類とは なりません。
 - ③顔写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
 - ④在留カード又は特別永住者証明又は外国人登録証明書(両面)<u>※在留資格が「特別永住者」のものに限ります。</u>
 - ⑤身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(手帳様式は前ページ、 カード様式は両面)
- ※①~⑤の書類がない場合は、住民票の写し+(パスポートの顔写真が掲載されたページの写し又は各種健康保険証の写し)の2点を提出ください。









(上記の本人確認書類がない場合)





住民票

パスポート

または







各種健康保険証

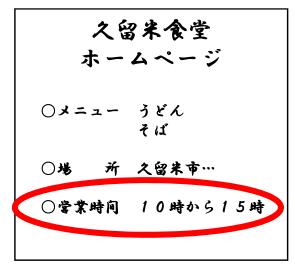
住民票

【飲食店・喫茶店のみ】時短営業要請前の営業時間が確認できるもの

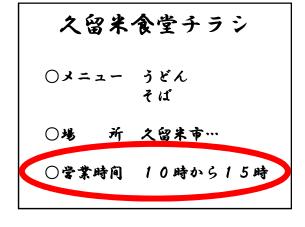
- ○提出いただく書類の例
- 福岡県の営業時間短縮要請が出される前の営業時間が確認できる書類 (例:ホームページや店内ポスター、チラシなど)



ポスター、看板などに営業時間が記載 してある場合その写真を添付してくださ い。



店舗のホームページに営業時間が記載 してある場合その写し・写真等を添付し てください。

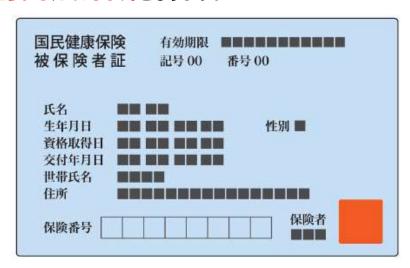


店舗のチラシに営業時間が記載してある場合その写し・写真等を添付してください。

【主たる収入を雑所得・給与所得で申告された個人事業者のみ】

国民健康保険証

- ○提出いただく書類
- 申請者本人名義の有効期間内の国民健康保険証(オモテ面のみ)の写し 注意
 - ・原則として資格取得日が2019年以前のものに限ります。
 - ・国民健康保険証をお持ちの方でも、「被扶養者」の方は家族等の収入で生計を立てていると考えられるため対象外となります。



(制度上の理由で国民健康保険証の提出ができない場合) 下記の表を参考に代替書類をご準備ください。

対象者		代替書類	·		
任意継続被保険者	1	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行)	①又は②の		
1工息秘税权休陕石	2	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	いずれか		
後期高齢医療被保険者	後其	明高齢者医療被保険者証(住所·氏名·生年月日が分かる部分) (オ	モテ面)		
中小企業協同組合法第3 条第4号に規定する「企業 組合」に属する個人事業者	1)E	所属する企業組合が作成した、以下を証する書類。 ①申請者が、組合員として事業に従事する個人事業者であること。 ②申請者が、雇用保険の被保険者ではないこと(企業組合又は企業組合の代表理事の署名があるものに限る。)			

【主たる収入を雑所得・給与所得で申告された個人事業者のみ】

業務委託契約等収入があることを示すもの

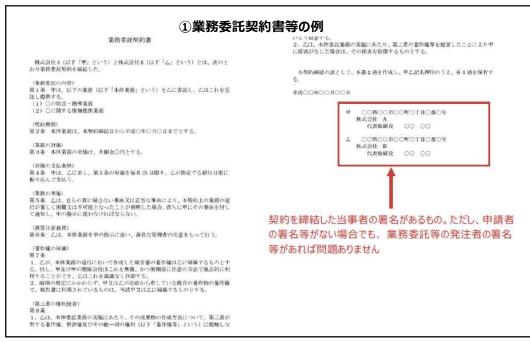
- ○提出いただく書類
- ①業務委託契約書等の写し(全ページ)
- ②上記委託契約先にかかる下記書類のいずれか1点の写し
 - ・2019年又は2020年分の支払者が発行した支払調書
 - ・2019年又は2020年分の支払者が発行した源泉徴収票
 - ・2019年又は2020年分の支払者が署名した支払明細書
 - ・2019年又は2020年分の当該契約に係る報酬が支払われたことが分かる申請者 名義の通帳の写し

注意

- ・細かな文字が読み取れるよう鮮明なものを提出してください。
- ・期間中に業務委託契約等を<mark>複数</mark>結んでいる場合は、任意の1つの契約に関する書類を提出してください。
- ·2019年又は2020年中に業務委託契約書等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたものに限ります。
- ・同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等 から分かるものに限ります。

①業務委託契約書等の留意事項

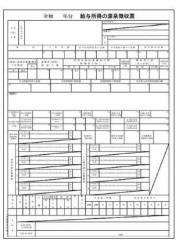
- ・申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等(委任契約、準委任契約、請負契約等)の契約書で契約を締結した当事者の署名があるもの(申請者の署名がない場合、申請者以外の契約者の署名等があれば可。また、署名はないが記名及び押印ある場合は可)
- ・申請者に支払われる業務委託契約等収入に係るものに限ります。
- ・契約内容が分かるもの(内容・期間・報酬等の記載があるもの)をご準備ください。
- ・契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「贈与契約」など、明らかに個人事業者としての事業によらないと考えられる契約書は内容にかかわらず認められません。



●支払調書又は源泉徴収票の写し

- ・提出した業務委託契約によって支払われた報酬等について、支払者が発行したものに限ります。
- ・2019年又は2020年のものに限ります。(お手元にない場合は再発行を依頼してください)

支払を	住所(居所) 又は所在地									
支払を 受ける者	氏名又は 名 称						92	人掛号又	过法人番号	
	区 分	SH.	П		支	払金			泉数収税	
				PH		7	fd	PI	Ŧ	
					- 6					
(摘要)		2		- 1			-			
	住所(居所) 又は所在地					.,,	1.50		racount William	
支払者	氏名又は 名 称		(電話			-	- 9	人番号又	は法人番号	



●支払明細書の写し

- ・提出した業務委託契約によって支払われた報酬等の明細で、支払者の署名(署名は事後的に追加でも可)のあるものに限ります。
- ・2019年又は2020年の支払いのもので、支払者、支払先、金額、 時期が分かるものに限ります。
- ・申請者が発行する領収書、請求書等、また契約の履行を示すもの でない見積書・発注書等は認められません。

●通帳の写し

- ・契約先から報酬等の支払があったことを示す申請者本人名義の通帳で①通帳の名義人が分かるページと②報酬が支払われたことが分かるページを提出してください。
- ・通帳に記載されている報酬の支払者が業務委託契約書等と一致 する必要があります。
- ・年間の業務委託契約等収入の全てを示す必要はありません。



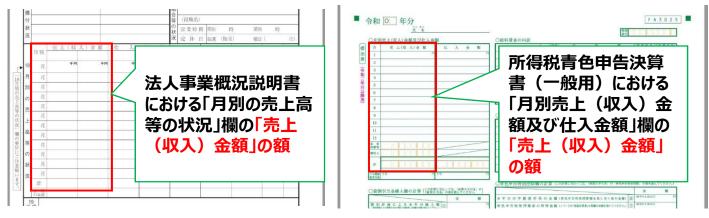


②要件確認

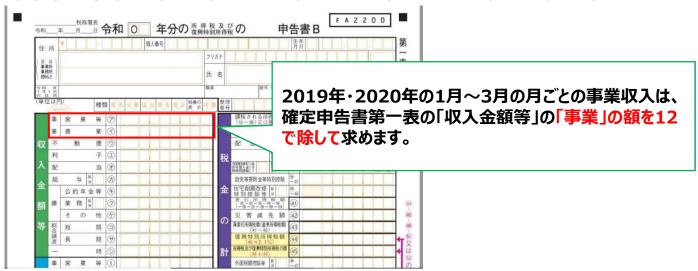
算定に用いる事業収入額

支給額の算定に用いる2019年及び2020年の月ごとの事業収入は、次の各号のいずれかの額を用いる。

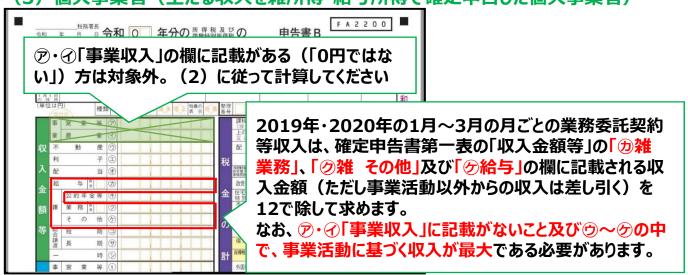
(1) 中小法人、個人事業者(青色申告決算書(一般用)を提出した方)



(2) 個人事業者(白色申告、青色申告で青色申告決算書を提出しない方)



(3) 個人事業者(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)



支給額の算定例

支援金の支給額は、中小法人は上限30万、個人事業者は上限15万で、2019年又は2020年(比較対象年)の1月から3月まで(基準期間)の売上から比較対象月 (※)の月間売上に3を乗じて得た額を差し引いたものとする。

※比較対象年の同月と比べて売上が30%以上50%未満減少した月を【候補月】と呼び、 候補月から任意に選択したひと月を【比較対象月】と呼びます。

■支給額の算定式

S:支給額(上限額 中小法人30万円、個人事業者15万円)

A:基準期間の売上

B:比較対象月の月間売上

 $S = A - B \times 3$

■支給額の算定例1) 中小法人及び個人事業者(青色申告)の場合

	1月	2月	3月	1~3月合計
2021年	12万円 (B)	25万円	15万円	
2020年	15万円	35万円	20万円	70万円
(2021年同月比の減少率)	〔20%減少〕	(28%減少)	(25%減少)	
2019年	20万円	25万円	15万円	60万円
(2021年同月比の減少率)	^(40%減少)	(0%)	(0%)	(A)

①対象月の確認:2021年の1月~3月の売上と2020年·2019年の同月の売上を比較2021年1月が2019年1月売上との比較で要件である「30%以上50%未満減少」を満たすため、比較対象月は2021年1月となります。

(2019年1月売上-2021年1売上)÷2019年1月売上×100

- ⇒ (20万円-12万円)÷20万円×100=40%
- ※小数点以下は切捨てます。
- ※減少率が50%を超えた場合は国の一時支援金の対象となります。

②支給額の算定:支給額の算定式にあてはめて計算

A:2019年の1月から3月までの売上:60万円

B:2021年1月の売上:12万円

 $S:A-B\times3\Rightarrow 60万円-(12万円\times3)=24万円$

法人の場合 上限額30万円を超えないため、支給額24万円 個人の場合 上限額15万円を超えるため、支給額15万円

■支給額の算定例2)個人事業者(白色申告など確定申告書で月間収入が確認 できない)場合

	年間売上	1月	2月	3月	1~3月 合計
2021年		45万円	40万円 (B)	55万円	
2020年 (2021年同月 比の減少率)	360万円	30万円 (-)	30万円	30万円	90万円
2019年 (2021年同月 比の減少率)	720万円	60万円 (25%減少)	60万円 (33%減少)	60万円 ^(8%減少)	180万円 (A)

①2019年及び2020年の「年間売上÷12」を計算し、月平均売上を計算する

⇒2019年:720万円÷12=60万円 2020年:360万円÷12=30万円

②対象月の確認: 2021年の1月~3月の売上と2020年・2019年の同月の売上を比較 2021年2月が2019年2月売上との比較で要件である「30%以上50%未満減少」を 満たすため、比較対象月は2021年2月となります。

(2019年2月売上-2021年2月売上)÷2019年2月売上×100

- ⇒ (60万円-40万円)÷60万円×100=33%
- ※小数点以下は切り捨てます。
- ※2021年1月から3月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の同月と 比較して増加している月がある場合(上記の場合2020年1月~3月)でも「30% 以上50%未満減少」を満たす月があれば支給対象となり得ます。
- ※なお、減少率が50%を超えた場合は国の一時支援金の対象となります。

②支給額を計算する

A:2019年の1月から3月までの売上:180万円

B:2021年2月の月間売上:40万円

 $S:A-B\times3\Rightarrow 180万円-(40万円\times3)=60万円$

個人の場合 上限額15万円を超えるため、支給額15万円

■支給額の算定例3)個人事業者(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告)の場合

	年間業務委託 契約等収入	1月	2月	3月	1~3月 合計
2021年		30万円 (B)	40万円	35万円	
2020年 (2021年同月比 の減少率)	600万円	50万円 ^(40%減少)	50万円 ^{〔20%減少〕}	50万円 ^(30%減少)	150万円 (A)
2019年 (2021年同月比	480万円	40万円	40万円	40万円	120万円

①2019年及び2020年の「年間業務委託契約等収入÷12」を計算し、月平均売上を 計算する

⇒2019年:480万円÷12=40万円 2020年:600万円÷12=50万円

②対象月の確認: 2021年の1月~3月の売上と2020年・2019年の同月の売上を比較 2021年1月が2020年1月売上との比較で要件である「30%以上50%未満減少」を 満たすため、比較対象月は2021年1月となります。

(2020年1月売上-2021年1月売上)÷2020年1月売上×100

- ⇒ (50万円-30万円)÷50万円×100=40%
- ※小数点以下は切り捨てます。
- ※1月及び3月が減少要件(2020年比)を満たしますが、候補月が複数ある場合、 同じ比較対象年であれば2021年の月間売上が少ない月を選択する方が支給額は 多くなります。
- ※減少率が50%を超えた場合は国の一時支援金の対象となります。

③支給額を計算する

A:2020年の1月から3月までの売上:150万円

B:2021年1月の月間売上:30万円

S:A-B×3⇒ 150万円-(30万円×3)=60万円

個人の場合 上限額15万円を超えるため、支給額15万円

特例 B

(1) 【2021年新規開業特例】2021年1月から3月1日 までに設立した法人又は開業した個人事業者

2021年1月から3月1日までの間に法人を設立した(個人事業者が開業した)場合で あって、比較対象月の月間売上(法人を設立した日又は開業日の属する月の場合は、 同月の売上を同月創業日数で除し、30を乗じた金額)が、法人設立(開業時)の 事業計画上の同月売上と比べて30%以上50%未満減少している場合、特例の適用 を選択することができます。

■支給額の算定式

$S = A \times 3 - B \times 3$

- S:支給額(上限額 中小法人30万円、個人事業者15万円)
- A:対象月の事業計画上の月間売上

【年間の売上しかない場合には、計画上の操業月数で除した月の平均額を使用する。】

B:比較対象月の月間売上

【法人を設立した日又は開業日の属する月は、同月の売上を同月操業日数で除し、 30を乗じた金額を使用する。】

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ①法人設立(開業時)に作成した事業計画書
- ② (法人の場合) 履歴事項全部証明書 【設立日が2021年1月1日から同年3月1日以前であるのものに限る】 (個人事業者の場合) 次に掲げるいずれかの書類
 - I,開業・廃業等届出書(e-TAXによる提出の場合は、「受信通知」を添付)
 - Ⅱ,個人事業税に係る開業等報告書
 - Ⅲ,開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある公的機関が発行/ 収受した書類

【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲともに開業日・事業開始年月日が2021年1月1日から同年3月1日 以前であるものに限る】

■算定例

2021年1月1日に開業 2021年2月を対象月とした場合

計画上の月間売上・150万円 対象月の月間売上・100万円

月	12	1	2	3
計画 (万円)		50	150	150
実績 (万円)		40	100	140

計画上の月間売上=150万円 対象月の月間売上=100万円

150万円×3-100万円×3=150万円>(法人上限)30万円 (個人上限) 15万円

支給額 (法人) 30万円 (個人) 15万円

(2)【2019-20年新規開業特例】2019年1月から2020年 12月までに設立した法人又は開業した個人事業者

2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立した(個人事業者が開業した)場合であって、法人を設立した年(開業した年)を基準年とした上で、対象月の月間売上等が、基準年の月平均の売上等と比べて30%以上50%未満減少している場合、特例の適用を選択することができます。

■支給額の算定式

(『』は、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)

$S = A \div M \times 3 - B \times 3$

S:支給額(上限額 中小法人30万円、個人事業者15万円)

A: 基準年の年間売上『基準年の年間業務委託契約等収入』

M: 基準年の設立 (開業) 後月数

【法人を設立した日(開業日)の属する月は、操業日数を30で除したものの小数点第2位以下を切り捨てて算出する。】

B:比較対象月の月間売上『雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入』

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ① (法人の場合) 法人設立月から2020年12月までをその期間内に含む全ての 事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
 - ※2020年に設立した法人であって2020年の確定申告書等が合理的な事由により提出できない場合には、税理士による署名がなされた申告予定の月次の売上を証明できる書類を代替書類として提出できます。
- ② (法人の場合)履歴事項全部証明書

【設立日が2019年1月1日から2020年12月31日までのものに限る】

(個人事業者の場合)次に掲げるいずれかの書類

- I,開業・廃業等届出書(e-TAXによる提出の場合は、「受信通知」を添付)
- Ⅱ,個人事業税に係る開業等報告書
- Ⅲ,上記 I 及びⅡ以外で開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある公的機関が発行/収受した書類
 - 【I・II・IIともに開業日・事業開始年月日が2019年1月1日から2020年12月31日までかつ収受日が2021年2月1日以前であるものに限る】

■算定例 2020年9月1日に開業 2021年2月を対象月とした場合 2020年の売上合計・220万円 月平均の売上・55万円 月 9 12 10 万 40 50 50 80 60 35 50 円 2020年の年間売上=220万円 月平均の売上と比べて 2020年の開業月数=4か月 30%以上50%未満(約36%)減少 2021年の対象月の売上=35万円 220万円÷4×3-35万円×3=60万円>(法人上限)30万円 (個人上限) 15万円 支給額 (法人) 30万円 (個人) 15万円

(3)【季節性収入特例】月当たりの売上の変動が 大きい者

収入に季節性がある場合など、月当たりの売上の変動が大きい場合であって、 対象期間の売上の合計が、基準期間の売上の合計と比べて30%以上50%未満 減少している場合、この特例の算定式の適用を選択することができます。

※この特例は、支給額の算定に当たって本年3月までの売上を用いるため、同月の見込額では申請できませんので、確定後にご申請ください。

■支給額の算定式

S = A - B

S:支給額(上限額 中小法人30万円、個人事業者15万円)

A: 基準期間の売上の合計

【月次の売上の記載がない場合は、「2019年又は2020年の年間売上」÷4】

B:対象期間の売上の合計

■証拠書類等

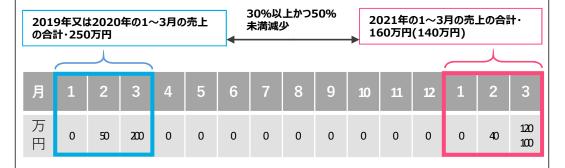
A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

①2019年及び2020年の1~3月の属する事業年度の確定申告書類の控え

※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には当該期間の全ての期間分

■算定例

毎年3月頃に収入が大きい事業者の場合



①2019年又は2020年同月比で50%以上減少した月がないパターン

(通常の算定式を用いると、250万円 - 120万円×3<0となり支給額はゼロ。) 本特例を適用すると

250万円(2019年又は2020年の1~3月の売上) - 160万円(対象期間売上)= 90万円 90万円> (法人上限) 30万円

(個人上限) 15万円

支給額 (法人) 30万円 (個人) 15万円

② 2019年又は2020年同月比で50%以上減少した月があるパターン

(国の一時支援金に申請し、通常の算定式を用いると、250万円 – 100万円×3<0となり支給額はゼロ。減少率の要件から国のこの特例は適用されない。)

本特例を適用すると

250万円(2019年又は2020年の1~3月の売上) - 140万円(対象期間売上)= 110万円 110万円> (法人上限) 30万円

(個人上限) 15万円

支給額 (法人) 30万円 (個人) 15万円

(4)【罹災特例】2018年又は2019年に罹災の影響 を受けた事業者

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等(以下「罹災証明書等」という。)を有する場合であって、対象月の月間売上が、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の同月の月間売上と比べて30%以上50%未満減少している場合、この特例の適用を選択することができます。

■支給額の算定式

①中小法人及び個人事業主(ただし②のケースを除く)

$S = A - B \times 3$

S:支給額(上限額 中小法人30万円、個人事業者15万円)

A: 罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の1月から3月までの期間 の売上の合計

B:対象月の月間売上

②主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

$S = A \div 12 \times 3 - B \times 3$

S: 支給額(上限額 個人事業者15万円)

A: 罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の年間業務委託契約等収入

B: 雑所得·給与所得対象月の業務委託契約等収入

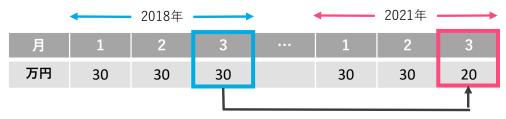
■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ① (法人) 罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の1月から3月までの期間の属する全ての事業年度に係る確定申告書別表一及び法人事業概況証明書の控え
 - (個人) 罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の分に係る確定 申告書類の控え
- ②罹災証明書等(2018年又は2019年に罹災したことを証明するもの)

■算定例

2019年1月に罹災し、基準年を罹災年の前年である2018年とする場合 (中小法人及び個人事業主)



33%減→対象月=3月

- 2018年の1月から3月までの売上の合計=90万円
- 2021年の対象月の月間売上=20万円
- 90万円-20万円×3=30万円>(法人上限)30万円 (個人上限)15万円

支給額 (法人) 30万円 (個人) 15万円

(5)-1【合併特例·事業承継特例】売上を比較する 2つの月の間に合併をした中小法人

合併特例 (合併した法人)

売上の減少を比較する2つの月の間に合併をした場合であり、対象月の月間売上が、合併前の各法人における基準年の同月の月間売上の合計と比べて30%以上50%未満減少している場合、特例の適用を選択することができます。

※2020年以前に合併した法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年 12月までの間に合併した場合は、(2)の特例の適用が可能です。

■支給額の算定式

$S = A - B \times 3$

S: 支給額(上限額 中小法人30万円)

A: 合併前の各法人の基準期間の売上の合計

B: 合併後の法人の対象月の月間売上

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

合併前の各法人に係るもの

①2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む 全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え

合併後の法人に係るもの

- ②申請者の履歴事項全部証明書
- ※合併の年月日が売上を比較する2つの月の間であること。

■算定例

2021年1月にX社とY社が合併して、Z社となった場合



X社 2020年 1月から3月の 月間売上

1月:30万円 2月:30万円 3月:30万円 計:90万円 -----Y社 2020年 1月から3月の 月間売上

1月:30万円 2月:30万円 3月:30万円 計:90万円 2021年 2月1日に 合併

Z社 2021年対象月 1月から3月の 月間売上

1月:60万円 2月:40万円 3月:60万円

2020年1月から3月までのX社とY社の売上の合計=180万円(90万円+90万円)

2021年2月の Z社の対象月の売上=40万円

※X社とY社の2020年2月の月間売上の合計60万円に対して、2021年2月の月間 売上が40万円であり、2020年同月比で33%減少しているため給付対象。

180万円-40万円×3=60万円 > (法人上限)30万円

支給額 (法人)30万円

(5)₋₂【合併特例・事業承継特例】売上を比較する 2つの月の間に事業継承を受けた個人事業者

事業承継特例(事業承継を受けた個人事業者)

売上を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業者で、対象月の月間売上が、事業を行っていた者の基準年同月の月間売上と比較して30%以上かつ50%未満減少している場合、特例の適用を選択することができます。

- ※2020年以前に事業の承継を受けた場合は、この特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年 12月の間に事業の承継を受けた場合は、(2)の特例の適用が可能です。
- ※事業を行っていた者に係る書類に基づいた給付は一度に限るものとします。同一の当該事業を行っていた者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。
- ■支給額の算定式

$S = A - B \times 3$

S:支給額(上限額 個人事業者15万円)

A: 事業を行っていた者の基準期間の売上の合計 B: 事業の承継を受けた者の対象月の月間売上

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ①2019年分及び2020年分の確定申告書類の控え(事業を行っていた者の名義に係るもの)
- ②次に掲げるいずれかの書類 (事業の承継を受けた者の名義に係るもの)
- I,開業・廃業等届出書(e-TAXによる提出の場合は、「受信通知」を添付)
 - ※「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。
 - ※2020年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。
 - ※「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から同年3月31日までの間とされている こと。
 - II,上記 I 以外で開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/収受した書類
 - ※事業開始年月日が2021年1月1日から3月31日(死亡による事業承継である場合は対象月の月末)の間とされており、当該書類の発行/収受日が2021年5月1日以前であること。

死亡による事業承継の場合、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

■算定例

2021年1月に事業者Xと事業者Yが事業承継を行った場合



事業者X

事業者Y

事業を行っていた者の2020年の基準期間の売上の合計=150万円 事業の承継を受けた者の対象月の月間売上=30万円 150万円-30万円×3=60万円>(個人上限)15万円

支給額 (個人) 15万円

(6)【連結納税特例】

連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに給付要件を満たす場合、各法人単位 で特例の適用を選択することができます。

■支給額の算定式(通常申請と同様です)

 $S = A - B \times 3$

S:支給額(上限額 中小法人30万円)

A: 基準期間の売上の合計 B:対象月の月間売上

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ①2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む 全ての事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書と法人事業概況説明書の控え
- ②申請する法人の対象月の月間売上が確認できる売上台帳等
- ③申請する法人の履歴事項全部証明書

■算定例

親会社Xが子会社A~Dの4社を連結納税している場合

- ・子会社Aと子会社Bは、給付要件を満たしていないので申請できません。
- ・子会社Cと子会社Dは、それぞれ要件を満たすので、C社とD社はそれぞれ 必要な証拠書類を提出し、申請を行うことができます。



親会社X

資本金が要件外



売上減少が要件外



子会社B

申請OK

申請OK



- ·資本金15億円 ·前年同月比で売上
- 40%減
- ·資本金1億円 ·前年同月比で売上 60%減
- 国の一時支援金申請へ
- ·資本金5000万円 ・前年同月比で売上 40%減
- ·資本金1000万円 ・前年同月比で売上

35%減

(7) 【法人成り特例】売上を比較する2つの月の間に 個人事業者から法人化した場合

申請時点では法人であるが、売上を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であって、法人化後の法人における2021年の対象月の月間売上が、法人化前の個人事業者における基準年の同月の売上と比べて30%以上50%未満減少している場合、特例の適用を選択することができます。

- ※「2020年以前に法人化した法人」は、この特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年 12月までの間に法人化した法人は、(2)の適用が可能です。
- ■支給額の算定式

$S = A - B \times 3$

- S:支給額
- A: 法人化前の個人事業者における基準期間の売上
- B: 法人化後の法人における対象月の月間売上
- ※支給額は、法人の設立年月日によらず30万円を上限とします。

■証拠書類等

A ①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

法人化前の個人事業者に係るもの

①2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控え

(青色申告の場合)

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控及び所得税青色申告決算書の控え(白色申告の場合)

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控え

法人化後の法人に係るもの

- ②対象月の月間売上が確認できる売上台帳等
- ③申請者の履歴事項全部証明書
 - ※法人の設立年月日が2021年1月以降であり、かつ売上を比較する2つの月の間であること。
- ④以下のいずれかの書類
 - I.法人設立届出書
 - ※「設立形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。
 - ※税務署受付印が押印されていること。
 - Ⅱ.個人事業の開業・廃業等届出書
 - ※「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。
 - ※税務署受付印が押印されていること。

■算定例

2021年1月15日に法人化し、基準年を2019年(白色申告)とした場合

2019年	1月か	ら3月までの売上	の合計	年間の売上の合計		
2019 4	$180(=720 \div 12 \times 3)$			720		
2020年	1月か	ら3月までの売上	の合計	年間の売上の合計		
20204	9	$90(=360 \div 12 \times 3)$	3)	360		
2024年	1月	2月	3月	3 3 %減→対象月= 3 月		
2021年	80	60	40	3 3 /0 /成子対象力 — 3 万		

法人化前の個人事業者における2019年の月平均の売上が60万円、法人化後の法人における2021年3月の月間売上が40万円であり、33%減少しているため給付対象となります。 180万円 - 40万円×3=60万円> (法人上限)30万円

支給額 (法人) 30万円

(8) 【NPO法人や公益法人等特例】

特定非営利活動法人(NPO法人)及び公益法人等(法人税法別表第二に該当する法人)であって、2021年の対象月の月間事業収入が、基準年の同月の月間事業収入と比較して30%以上50%未満減少している場合、特例の適用を選択することができます。

- ※月次の収入を確認できない場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の 事業年度(対象月の属する事業年度の1事業年度前又は2事業年度前から選択。 以下「基準年度」という。)の月平均の売上と対象月の月間事業収入とを比較すること とします。
- ※2019年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立した [特定非営利活動法人の 設立の認証を受けた] 場合であって、公益法人等を設立した [特定非営利活動法人の設立 の認証を受けた] 事業年度を基準年度とする場合には、基準年の年間売上を基準年の設立 後月数(公益法人等を設立した [特定非営利活動法人の設立の認証を受けた] 日の属する月から 同年12月までの月数とし、公益法人等を設立した [特定非営利活動法人の設立の認証を受け た] 日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。)で除して得た額と対象月の月間 売上とを比較することとします。
- ■支給額の算定式

$S = A - B \times 3$

S: 支給額(上限額 中小法人30万円)

A: 基準期間の事業収入の合計

- B:対象月の月間事業収入
- ※証拠書類等①で提出されるもので月次の収入を確認できる場合、基準期間の売上の合計を用いる。
- ※証拠書類等①で提出されるもので月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の1事業 年度前又は2事業年度前の年間事業収入を4で割って算出した額を用いる。
- ※2019年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立した [特定非営利活動法人の設立の認証を受けた] 場合であって、公益法人等を設立した [特定非営利活動法人の設立の認証を受けた] 事業年度を基準年度とする場合は、基準年の年間売上を基準年の設立後月数(公益法人等を設立した [特定非営利活動法人の設立の認証を受けた] 日の属する月から同年12月までの月数とし、公益法人等を設立した [特定非営利活動法人の設立の認証を受けた] 日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。) で除して得た額に3を乗じて得た額を用いる。

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

①2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む 全ての事業年度の年間事業収入が確認できるもの

NPO法人=活動計算書、学校法人=事業活動収支計算書、社会福祉法人=事業活動計算書、 公益財団法人・公益社団法人=正味財産増減計算書 など

- ※ただし、当該事業年度の年間事業収入が確認できるものを提出できないことについて合理的な事由があるものと市が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の年間事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認めます。
- ②対象月の月間事業収入が確認できるもの
- ③申請者の履歴事項全部証明書
 - ※ただし、提出できないことについて合理的な事由があるものと市が認める場合には、根拠法令に基づき 公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することが できます。
- ※別に定めている要件を満たしている寄附金等を主な収入源とするNPO法人は、受取 寄附金、受取助成金・補助金(国・地方公共団体からの助成金・補助金については、 特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。)も含めることができ ます。

証拠書類等で上記と異なりますので、詳細はコールセンターまでご相談ください。

C 保存書類

以下の書類は申請時に提出いただく必要はありませんが、申請内容の審査等において 提出を求めることがあります。求めに応じて速やかに提出できるよう、申請者にて5年間 保存をお願いします。

	保存をお願いする書類の例	具体例
i 時短要請対象の飲 食店と <mark>直接・間接</mark> 取引が ある事業者	・飲食店又はその間接取引先との反 復継続した取引※1を示す帳簿書類 及び通帳	①_対象の飲食店と複数回取引 が行われたことがわかる <u>受注伝票、</u> 売上台帳等
[例] ・おしぼりレンタル業 ・食品卸 等		②_①の取引に係る現金等の出入りがわかる <u>通帳</u>
ii 主に <mark>対面で個人向け</mark> に商品・サービスの提供 を行う事業者	・個人顧客との継続した取引※2を示す 帳簿書類及び通帳・事業を営んでい ることを示す書類	①_個人顧客と継続した取引(毎日複数回)が行われたことがわかる <u>売上台帳等</u>
[例] ・理容店・美容室 ・タクシー		②_①の取引に係る現金等の出入りがわかる <u>通帳</u>
・昼間営業の飲食店 等 (時短営業の要請外)		③_久留米市内で事業を営んでいることがわかる書類 (商品・サービスの一覧表+店舗 写真 1 賃貸供知約書 (又は登記
		<u>写真+賃貸借契約書(又は登記</u> <u>簿)</u> など
iii 上記 ii の事業者へ商品・サービスの提供を行	・商品等の提供先が ii の事業者である ことを示す書類	①_販売・提供先の商品・サービスの一覧表、店舗写真が分かるホー
う事業者 [例] ・清掃事業者	・ii の事業者との反復継続した取引※1 を示す帳簿書類及び通帳	ムページ ②_販売・提供先と複数回取引が 行われたことがわかる <u>受注伝票、</u>
·卸·仲卸事業者 等		<u>売上台帳等</u> ③_②の取引に係る現金等の出 入りがわかる <u>通帳</u> など
iv 販売・提供先を経由 して、上記 ii の事業者に 商品・サービスの提供を	・提供先との反復継続した取引※1を 示す帳簿書類及び通帳 ・提供先と ii 事業者との反復継続した	①_提供先と複数回取引が行われ たことがわかる <u>受注伝票、売上台</u>
荷品・サービスの提供を 行う事業者	・提供先と 事業者との及侵継続した 取引※1を示す書類	<u>帳等</u> ②_①の取引に係る現金等の出 入りがわかる <u>通帳</u> など
		③_提供先の商品・サービスの一 覧表、店舗写真が分かるホーム ページ など

^{※1 2019}年1月~3月及び2020年1~3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていること(契約形態等により 1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、それを示す「帳簿書類、通帳」でも可)

^{※2} 毎日複数回の取引を行っていること